

京都市告示第579号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年1月10日

京都市長 門川大作

道路の種類           市道  
 供用開始の期日       告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
上賀茂経150号線	北区上賀茂中山町14番地の5地先から同町14番地の12地先まで	旧	メートル 25.00	メートル 6.00 ~ 8.60
		新	25.00	6.00 ~ 8.69
西寺経5号線	南区唐橋琵琶町55番地の8地先から同町55番地の18地先まで	旧	18.60	5.90
		新	18.60	5.93 ~ 6.00
西寺緯24号線	南区唐橋南琵琶町12番地地先から同町10番地の5地先まで	旧	38.30	5.95
		新	38.30	6.00
松尾御陵緯6号線	西京区御陵内町9番地の1地先から同町10番地の1地先まで	旧	43.00	6.35 ~ 6.50
		新	43.00	6.83 ~ 6.93

(建設局土木管理部道路明示課)